

はまきたプラザホテル ビアガーデンとビアホール約款

第1条 (適用範囲)

はまきたプラザホテル(以下当ホテル)の運営するイベント「ビアガーデンとビアホール」(同等のイベントも含む・以下ビアガーデン)に関して締結する契約は、この約款の定める所に依るものとし、この約款に定められていない事項については法令又は慣習によるものとします。

(2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令、及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

第2条 (ビアガーデンの申し込み)

ビアガーデンご利用のお申し込み・座席の確保は次の通りです。

1. 利用者が受付にて利用の意志を示し、当ホテルの承諾のもと先着順に会場内の座席をご利用頂く方法
2. 事前のご予約により座席を確保する方法

第3条(ビアガーデンご利用の拒絶)

当ホテルは次の場合にはビアガーデンの利用をお断りすることがあります。

- (1) ビアガーデンの申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満席・満卓・満床により会場等の余裕がないとき。
- (2)-1 利用者に充分な料理・飲み物を提供できない恐れがあると当ホテルが判断したとき。
- (3) 利用者が、利用に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をすると認められるとき。
- (3)-1 グループぐるみで未成年者やドライバーへの飲酒を促した場合。ならびにそれをグループの責任者が看過したとき。
- (4) 利用に関し、特別の負担を求められたとき。
- (5) 天災、施設の故障その他の理由により会場・座席等を提供することができないとき
- (6) 利用者が他の利用者に著しく迷惑を掛けた場合。並びにその恐れがあるとき。
- (6)-1 かつて無連絡キャンセルを行ったグループ。
- (7) お子様(18歳未満)の人数が大人の人数を上回っているグループ
- (8) 第16条に定める禁止事項に従わない旨を表明したとき。
- (9) 法律や条例に定められる場合、ならびに官公署の指示があったとき。
- (10) 自ら、又は、第三者を利用して、当ホテル及び当ホテルの関係者に対して、詐術、暴力的行為、または、脅迫的言辞を用いる者が含まれているグループ。
- (11) ビアガーデンを予約しようとする者及びビアガーデンを利用しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくは関係者、その他反社会的勢力、暴力団もしくは暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

第4条(座席の予約)

第2条2項に於ける座席の予約申込をされる場合は、次の事項を当ホテルに申し出させていただきます。

- 申込者名、連絡先電話番号、グループ等の名称
- 利用日及び到着予定時刻
- 人数及び屋外・屋内席の別。18歳未満のお子様がいる場合はその人数と内訳。
- その他当ホテルが必要と認める事項

2 ビアガーデンの予約は、当ホテルが前項の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

3 ビアガーデンの予約にあたり、当ホテルの判断により申込者に申込金の支払いを求めた上で予約をお受けすることができます。

第5条（申込金）

- (1) 当ホテルが第4条3による申込金の支払いを求めた場合、申込金を当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、ビアガーデンの予約はその効力を失うものとします。
- (2) 申込者が申込者の都合で予約を取り消しましたは減員となる場合、第20条による違約金がある場合は既に収受済みの申込金の中から差し引いて申し受けます。
- (3) 申込金の中から(2)を差し引いた残額は申込者が支払う料金に充当し、残額があれば返金します。
- (4) 申込金は、申込人数に利用金額(大人・子ども・割引利用者の別が不明の場合は料金表に基づく最高額)を乗じた額を上限として当ホテルが定めます。

第6条（申込者による予約の解除・違約金）

- (1) 申込者は当ホテルに申し出で、予約の一部または全部を解除することができます。
- (2) 予約解除の人数や利用予定日までの日数によって、第20条による違約金を申し受けます。
- (3) 申込者より予約を受け付けた後で当ホテルが営業内容や料金等の変更を行った場合、それを理由とした予約の解除は違約金を申し受けません。
- (4) 当ホテルは、利用者が連絡をしないで来場予定時刻を1時間過ぎた時刻になっても座席の利用を開始しない場合は、その予約を解除することがあります。

第7条（降雨時座席不提供特約）※2017年から提供の「サンセットプラン」はこちらになります

- (1) 当ホテルは、座席の予約受付の条件として、「降雨がない場合は座席を提供するが、降雨時は座席の提供を行わない」旨の特約を結ぶことがあります。この特約に該当する場合は予約受付時に当ホテルより申込者に通知するものとします。
- (2) (1)の降雨時とは、営業開始直前まで雨が降っていた場合や、天気予報などで降雨が予想される場合を含みます。
- (3) この特約により座席の提供をするか否かの判断は、当ホテルが独占して行うものとします。

第8条（ビアガーデン開催日の告知と開催中止）

当ホテルは広告・チラシ、WEBページなどでビアガーデンの開催日を告知しますが、記載されている日であっても開催中止とする場合があります。
開催中止のお知らせは、当ホテルが定めたWEBページへの告知、第4条で座席の予約をされた申込者または利用者についてはお伺いした連絡先への連絡、ならびに問い合わせに対する回答を以て行います。

第9条（ホテルによる利用契約の解除）

- 1 当ホテルは、次の場合には予約を解除することができます。
 - (1) 第3条(3)以降に該当することとなったとき。
 - (2) 第4条の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき
 - (3) 第4条3の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
 - (4) 第7条に定めた降雨時座席不提供特約による場合。
 - (5) 第8条に定めたビアガーデン開催中止の場合。
- 2 当ホテルは前項の規定により予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した申込金があれば返還します。

第10条（営業時間と料金・使用場所）

- 当ホテルビアガーデンの座席を使用できる時間は、開催日の午後6時から午後9時までの間とします。
- (1) 営業時間内であれば時間制限はありませんが、入場時刻に関わらず座席の提供は午後9時までです。
 - (2) 座席は申込者の希望をお伺いした上で、当ホテルが指定します。当ホテルの許可があれば座席の移動は可能ですが、ただし、同時に1人で2つ以上の座席を使用することはできません。
 - (3) 料理・飲み物の提供時間は営業時間と異なる場合があります。お料理・お飲み物の提供時間は会場内に掲示してお知らせします。

第11条（料金の支払い）

精算は、別に定めた料金表記載の金額を入場時に現金でお支払いいただきます。

但し、当ホテルの同意を得た場合はこの限りではありません。

(1) 料金表はチラシ、WEBページ、会場への掲示などでお知らせします。

(2) 料金は入場料(席料)となっていますので、途中から入場された方、途中で退出された方、飲食をなさない方からも料金表記載の金額を收受します。

(3) 会場内の料理・飲み物は、飲み放題・食べ放題として料金に含まれております。別料金が発生する物品や料理・飲み物は会場内に明示し、利用者に説明の後提供します。

(4) 一旦頂いた料金は返金・減額いたしません。

第12条（途中降雨・強風や寒冷などの気候急変・虫害・鳥害）

ピアガーデン営業時間内に雨が降った場合、屋外席利用のお客様は屋内の空席または空きスペースに移動して利用を継続することができます。強風や寒冷などの気候急変・虫害・鳥害等自然現象に伴って屋外席の利用ができなくなった場合も同様です。

(1) 屋内席への移動は、利用者がご自身で行っていただきます。

(2) 屋内に座席が確保できなかった場合でも、第11条に定めた通り料金の返金・減額は行いません。

第13条（料理・飲み物）

当ホテルは、提供時間内に料理・飲み物を提供し続けるよう努めます。

当ホテルの責任の有無にかかわらず特定の種類の料理・飲み物が提供できない場合でも免責とさせていただきます。それを理由とした料金の返金・減額は行いません。

第14条（人数の確認）

予約にて座席を利用する場合は、前日夜までに最終人数をお知らせ下さい。

(1) 実際に来場されるご人数が予約人員を上回る場合、座席を詰めて利用いただくことがあります。

(2) 実際に来場されるご人数が予約人員を下回る場合、テーブルや椅子を返却していただくことがあります。また、第20条に定める違約金を收受することがあります。

第15条（申込者の責任）

申込者側のすべての関係者の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該申込者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第16条（禁止事項）

ホテル内・ビアガーデン会場内では、他のお客様に迷惑になる行為はご遠慮ください。

(1) 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類等の持ち込み（盲導犬、聴導犬、介助犬等の身体障がい者補助犬は除きます）。

(2) 危険物や火薬類の持ち込み。利用者持ち込みによる裸火(花火・ろうそく・七輪・こんろ等)の使用。

(3) 悪臭・高音を発する物の持ち込み。著しく大量の荷物の持ち込み。

(4) 電力を使用する電気製品等を持ち込んで使用すること。カラオケ、ラジカセ、スピーカー類も含みます。

(5) 風紀を乱す行為または他のお客様の迷惑になるような言動等。

(5)-2 イッキコールに類することをグループぐるみでなさること。

(6) 無許可の備品等の移動。

(7) ホテル館内における無許可の営業行為。他のお客様への勧誘・宣伝行為。無許可の営利目的での撮影。

(8) ビアガーデン利用者が立ち入ることが出来ない場所への立ち入り。

(9) 指定場所以外での喫煙。

(10) 料理の大皿、並びに飲料を容器ごと座席へ持ち出すこと。

(11) 常識の範囲を超える量の食べ残し。その他一般的なバイキングのマナーに反する行為。

(12) 利用人数より多くの座席を確保または占有し、当ホテルが空席の返還を求めた場合にそれに応じないとき。

(13) その他法令で禁じられている行為。

2 料理や飲み物へのいたずら、常識の範囲を超える量の食べ残しなどは材料費・加工配膳費に相当する賠償金を申込者または利用者に請求することがあります。但し 第12条による途中降雨・強風・虫害・鳥害による飲み残し・食べ残しは対象外とします。

第17条（当ホテルの責任）

当ホテルのビアガーデン利用者に関する責任は、利用者が建物または敷地内に入った時に始まり、敷地内から退出した時に終わります。

2 第9条により利用者にビアガーデン座席の提供ができなかった場合や、第12条によりご利用途中で座席の提供ができなくなった場合でも当ホテルは免責とさせていただきます。申込者ならびに利用者の損害ならびに逸失利益の補償はいたしかねます。

第18条（駐車の責任）

当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。また、駐車場混雑などで利用者が駐車場を使用できなかった場合でも、料金の減免には応じません。

第19条（貴重品の扱い）

貴重品は当ホテル1階フロントまたは所定の預かり場にお預けいただきます。なお、この他の場合の紛失、盗難につきましてはホテル側では責任を負いかねますのでご了承下さい。

第20条 (違約金)

当ホテルビアガーデンの違約金(キャンセル料)は次の通りです。

- a. 当初予約人員からの50%以上かつ、10名以上の減少
ご利用 7日前から 3日前まで 10%
ご利用前日 30%
ご利用当日 30%
- b. グループ全体のキャンセル(10名以上のグループ)
ご利用 7日前から 3日前まで 10%
ご利用前日 30%
ご利用当日 50% (連絡を頂いた場合)
- c. 無連絡でグループ全体がお越しにならなかった場合
グループの人数に関わらず 100%

第21条 (約款の変更)

当ホテルは当約款を予告無く変更することがあります。

約款を変更した場合は当ホテルが定めたWEBページへの告知、ホテル内備え付けの約款の差し替えなどでお知らせします。なお、申込者が予約申込をした後に約款の変更を行った場合、変更前・変更後の約款を比較して申込者ならびに利用者に有利な方を適用します。

2013年3月1日 ビアガーデンとビアホール約款制定